

令和4年9月15日

矢巾町教育委員会
教育長 和田 修 様

矢巾町立学校通学区域審議会
会 長 田 村 忠

矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について（答申）

令和3年6月29日付け3矢教学第908号で諮問のあった、今後の学校教育の充実に資する矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について、本審議会の意見を別紙のとおり答申します。

矢巾町立小・中学校の
適正規模、適正配置について

(答 申)

令和4年9月

矢巾町立学校通学区域審議会

目 次

はじめに	1
1 望ましい学校規模（学級数・学級人数）について	2
(1) 審議を進める上での観点	
(2) 審議における主な意見	
(3) 結論	
2 望ましい通学距離と通学時間について	4
(1) 審議を進める上での観点	
(2) 審議における主な意見	
(3) 結論	
3 適正化を進める上で考慮すべきことについて	6
(1) 審議を進める上での観点	
(2) 審議における主な意見	
(3) 結論	
4 その他	8
(1) (仮)藤沢第二地区、(仮)田中地区及び(仮)下花立地区の学区について	
(2) 審議における主な意見	
(3) 結論	
おわりに	9

は じ め に

近年、全国的に少子化が社会現象となる中、矢巾町における児童生徒数は町全体では横ばいで推移している。しかし、学校単位で見た場合、矢巾中学校、矢巾北中学校が横ばい、煙山小学校が増加、徳田小学校、不動小学校、矢巾東小学校が減少傾向となっている。

こうした中、本審議会は、令和3年6月29日、矢巾町教育委員会から「矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について」の諮問を受けた。

このことは、学区による児童生徒数の偏りが生じていることや老朽化した学校の長寿命化などの課題を踏まえ、今後、町教育委員会が子供たちの教育環境の充実に向けて、町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定し、学校規模等の適正化に取り組んでいくため、基本的な考え方となる下記4項目について意見を求めるものであった。

- (1) 望ましい学校規模（学級数・学級人数）
- (2) 望ましい通学距離と通学時間
- (3) 適正化を進める上で考慮すべきこと
- (4) その他

このことから、本審議会においては、7回の審議を通して、将来を担う子供たちの教育環境がどうあるべきか、また、その実現のためにはどのような学校規模が望ましいか、どのような点に配慮していく必要があるかなど広範にわたる検討を行い、このたび、本審議会としての考え方をまとめたので答申する。

令和4年9月15日

矢巾町立学校通学区域審議会
会長 田 村 忠

1 望ましい学校規模（学級数・学級人数）について

（1）審議を進める上での観点

学級数について、学校教育法施行規則では、小・中学校ともに「12～18学級」を標準と定めている。

国が示している「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下、「手引」という。）」では、小学校では、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したりできる規模として、「1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましい」、中学校では、免許外指導をなくすことができる規模として、「少なくとも9学級以上を確保することが望ましい」とされている。

また、学級人数について、国が示す学級編制基準では1学級あたり40人以下となっている。学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、その課題が顕著に現れるとしている。

これらを踏まえ、本町の学校規模の適正化を図る上での基本的な考え方となる望ましい学校規模について審議を行った。

（2）審議における主な意見

- ・1学年 2～3学級が望ましい。
- ・学級人数 30～35人が望ましい。
- ・小規模校、大規模校それぞれの「よさ」を生かしつつ特色ある学校運営へ移行していく必要がある。規模は、これまでの実情（学区内の人数）とそのような特色を踏まえ、積極的にそれぞれの特色を学校規模に反映させる考えがあってもいい。ICTを活用すれば、大規模でも個々が活躍できる場を設けることができ、小規模でも多様な意見に触れることが可能と考える。
- ・1学年1学級で6年間を過ごすとなると、クラス替えがなく、人間関係が固定化される。また、高学年の専科教員制にも対応できないことから、少なくとも1学年2学級以上の規模が適正と考える。
- ・教育活動を活発にすること。固定化された人間関係を解消し、多様な考えに触れ、認め、活動の選択肢を増やすことを考えると、最低限クラス替えができる人数の児童生徒がいることが前提と考え、1学級30～40人程度、1学生2～3クラスが望ましい。
- ・望ましい学級規模や学級数は国の指針で示しているとおりであると思う。今後、長期展望にたってみると激減の方向にあることは明らかである。大規模なインフラ提供にあたっては、今後の人口を十分考慮する必要があると考える。
- ・クラス替えができることは多大なメリットだと思われる。また、男女比も重要だと考える。より多くの生徒と交流できる環境を大切にしてほしい。

- ・最少でも1学年2学級、人数は1学級30～35人が望ましい。
- ・小学校は1学年2～4学級、中学校は1学年3～4学級が望ましい。
- ・学級人数1学級あたり25人以上が望ましい。

(3) 結論

児童生徒に質の高い教育を保障するためには、1学年に複数学級あること、また、ある程度の学級人数が確保されていることが望ましいのではないかとの意見が多くみられた。

特に小学校においては、教育活動を活発にすること、固定化された人間関係を解消し、多様な考えに触れ、認め、活動の選択肢を増やすことを考えると、最低限クラス替えができる人数の児童生徒がいることが望ましいとの意見が出された。

このことから、審議会の結論としては、原則として、学級数については小学校においては12～18学級（1学年あたり2～3学級）、中学校においては9～12学級（1学年あたり3～4学級）、また、学級人数については1学級あたり25～35人が望ましい学校規模と考える。

2 望ましい通学距離と通学時間について

(1) 審議を進める上での観点

国では法令や手引において、通学距離について、小学校は「おおむね4 k m以内」、中学校は「おおむね6 k m以内」、また、通学時間については、適切な交通手段を確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、「おおむね1時間以内」を基準や目安としている。

また、本町では、学校から半径2 k m以上にあるバス停留所を利用して通学する児童生徒に対し通学費の補助を行っている。

これらを踏まえ、本審議会では、児童生徒にとって望ましい通学距離と通学時間について審議を行った。

(2) 審議における主な意見

- ・通学距離 4 k m以内が望ましい。
- ・通学時間 1時間以内が望ましい。
- ・一定距離の児童生徒に対しては、スクールバス運行が望ましい。
- ・体力向上も踏まえ、2～3 k m（徒歩30分前後）、それ以上の通学距離の場合は、通学手段（自転車通学、スクールバス運行）を考慮することが望ましい。
- ・徒歩通学なら3 k m未満（40分未満）、これ以上は通年スクールバスが望ましい。
- ・国の目安で問題ないと思いますが、通学費補助かスクールバスのどちらかに「一本化」する必要があると考える。
- ・通学距離は3 k m以内が望ましいが4 k mでも可、その場合はスクールバスを運行することが望ましい。
- ・通学時間においては、おおむね1時間は自転車でも可だと思うが、徒歩では30～40分の距離が妥当であるとする。
- ・小学校4 k m以内、中学校6 k m以内、おおむね1時間以内（半径2 k m以上の通学の児童生徒に通学費の補助対応、スクールバス対応）となっているので、現状の通学距離と時間が望ましい。

(3) 結論

国の目安の「おおむね1時間以内」より短い「30～40分以内」が、児童生徒の通学時間の限度となるのではないかとの意見が多くみられた。

一方で、徒歩で通学することは児童生徒の体力づくりとして意義があるという意見や、通学費補助かスクールバスのどちらかに「一本化」する必要がある

あるとの意見もあった。

このことから、審議会の結論としては、児童生徒の歩く速度や通学の実態を踏まえると、通学距離は徒歩で2～3 km以内、自転車で6 km以内、通学時間は30～40分以内を目安とすることが望ましいと考える。

また、スクールバス・公共交通機関を利用した場合には、自宅から学校までおおむね1時間以内を通学時間の目安とすることが望ましいと考える。

3 適正化を進める上で考慮すべきことについて

(1) 審議を進める上での観点

学校は、地域におけるスポーツ活動や行事、防災拠点といった様々な役割を担っている。

また、児童生徒の安全・安心な通学の確保においても地域の協力は重要である。学校規模の適正化にあたっては、その適否の判断も含め、地域特性に配慮するとともに、保護者や地域と十分な協議を行い、理解を得ながら協力・連携に努める必要がある。

これらを踏まえ、本審議会では、適正化を進める上で考慮すべきことについて、様々な観点から審議を行った。

(2) 審議における主な意見

- ・通学の安全確保が望ましい。
- ・スクールバス運営の継続が必要と考える。
- ・2 km以内（バス利用できない区域）については、スクールガードの方々をこれまで以上にお願ひしていくことが必要と考える。
- ・岩手医大への道路整備が始まっているが、安全性をこれまで以上に高める通路（歩道設置、横断歩道、信号設置など）が必要と考える。
- ・保護者による学校選択権の見直しが必要と考える。
- ・地域の活性化や地域防災拠点としての役割を担うことを考えると、学校規模の適正化によって学校を統廃合することは慎重な検討が必要と考える。
- ・小規模校である徳田小学校に下花立地区・田中地区の子供が入学することで、児童数が増え不動小学校は小規模校のまま運営していくとして、両校とも老朽化による修繕、あるいは移転問題が続いていくのは目に見えている。矢巾中学校との小中一貫もしくは併設型一貫校の設置の検討も必要と考える。
- ・学校規模の大小で学習や活動に差がでることを「仕方がない」と済ませてはいけないと思っている。矢巾町が目指す子供像を共有し、「矢巾町だからできる」こと「可能性」を視野にいれて検討していくことで、よりコミュニティスクールの推進につながると考える。
- ・未来の人口動態と矢巾町の産業と人口のあり方をしっかり考え構築していかなければ、更なる町内の地域間の偏りが大きくなっていき、いつまでもイタチごっこの問題となる。
- ・将来的には小中一貫校を検討するべきだと考える。
- ・不動小学校の児童数を増やす対策を検討するべきと考える。
- ・周辺の道路整備やミラーを増やすなど視覚の範囲を広める取組に協力してもらいたい。保護者の方々には、周辺環境の変化も踏まえ危険性がある場所を参

観日や活動日に確認してもらうことが大切であると考え。

- ・通学の安全配慮、保護者・地域の理解と協力、多様な教育方法の検討などをさらに慎重に考えていくべきと考える。

(3) 結論

審議会における議論を踏まえ、以下の4点を、適正化を進める上で考慮すべきことと考える。

①保護者や地域の理解と協力

適正化にあたっては、その適否の判断も含め、地域特性に配慮するとともに、保護者や地域と十分な協議を行い、理解を得た上で協力・連携に努めること。

また、通学の安全をさらに確保するため、保護者や地域にスクールガードの確保を検討すること。

②通学の安全確保

学校規模の適正化によって、通学距離や通学時間が長くなることが想定されるため、子供達の通学の安全確保に十分配慮し、遠距離となる場合には、スクールバス等適切な通学手段を検討すること。

また、岩手医科大学附属病院への道路整備が始まっているが、安全性をこれまで以上に高める通学路（歩道設置、横断歩道、信号設置など）の整備をしていくこと。

③既存施設の活用

既存施設の老朽化や少子高齢化への対応、学校規模の適正化によって学校を統廃合することは、地域の活性化や地域防災拠点としての役割を担うことも考え、十分な検討をすること。

また、学校改修又は新設にあたっては、耐震化工事等を行ってきた既存の学校の活用も検討すること。

④多様な教育方法の検討

既存の枠組みにとらわれることなく、小中一貫校や学校選択制など、多様な教育方法について検討し、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備していくこと。

4 その他

(1) (仮)藤沢第二地区、(仮)田中地区及び(仮)下花立地区の学区について

令和5年度から販売が開始される予定の新住宅区域について、従前であれば(仮)藤沢第二地区は矢巾東小学校、(仮)田中地区及び(仮)下花立地区は煙山小学校の学区となるが、煙山小学校にあっては、空き教室がなくこれ以上児童の受入ができない状況にあることから、通学路や通学距離等を踏まえ、早急に通学区域の検討を行う必要があることから審議を行った。

(2) 審議における主な意見

- ・子供がいる世帯は、安全を第一に考えると思われ、そういうことであれば学校までより近いところに住みたいという視点が生まれてくる。
- ・田中、下花立地区については、近いところで徳田小学校になるのかなど考える。矢巾中学校と矢巾北中学校は、推移をみると同程度の生徒数となるので、行政区内で分けて通わせることでよいと考える。
- ・新しいマイホームを購入する際に何を基準にするかと言えば、子供がどこの学校に行くかが重要視されると思う。学校ありきで考えて購入することを前提にして考えていかないといけない。
- ・結論としては、学校ありきで購入を検討すると思うので、通学距離で分けたほうがよいのではないかと考える。
- ・新校舎の建築も当分見込めない状況であること、また、徳田小学校、不動小学校はキャパシティ的には十分受け入れ可能であること、そして、望ましい通学距離や時間を考えれば、どちらも徳田小学校が良いのではないかと考える。
- ・検討課題として、行政区が、南矢幅2区と南矢幅5区ということで、煙山小学校に通っている子供と徳田小学校なり不動小学校なりに行く子供と、そのところで行政区の中で子供会をどうするのか。あるいは、行政区を再編するのかわからない部分もあるが、行政区内で解決できるものであればよいのかなど思っている。

(3) 結論

(仮)藤沢第二地区については、様々な状況を勘案し、特にも距離的な問題を考えると、矢巾東小学校学区が妥当である。

また、(仮)田中地区、(仮)下花立地区に関しては、様々な観点から、特にも距離的な問題と通学路の整備状況等を考慮すると徳田小学校学区が妥当である。

お わ り に

国においては、中央教育審議会が令和3年1月、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」を答申した。答申では、Society5.0の到来など、社会の在り方が大きく変化する状況を見据え、これからの初等中等教育の在り方についての目指すべき方向性と具体的な方策が示されている。（令和2年度文部科学白書より引用）

本審議会では、このような新しい時代の初等中等教育の在り方も念頭に置きながら、矢巾町立小・中学校における、適正規模、適正配置に係る諮問事項について、様々な観点から考慮すべきことについて議論を行った。

審議にあたっては、子供たちの教育環境の充実に向け、活発な意見交換が行われるとともに、委員一人一人が、「子供たち一人一人が幸せで充実した人生を歩んで欲しい」との思いを、議論の根底として共有していたことを特記したい。

また、本町の教育を振興するための人的・物的資源が身近にあることを改めて気づくことができ、それらの資源を有効に活用するためには、今後、学校と保護者（家庭）や地域との連携協働がより重要となっていることが確認された。

これらのことを踏まえた答申の趣旨を十分に鑑みて、矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定されることを期待する。

町教育委員会においては、子供たちにとってよりよい教育環境について継続的に調査研究を行い、保護者や地域と連携して、「和といたわりと希望の町 やはば」の町づくりに貢献する次代の担い手を育成されることを願っている。